

第11回宗像市コミュニティ基本構想審議会議事録

平成18年9月15日

市302会議室

事務局 欠席者の報告

太田会長 《あいさつ》

事務局 議事録確認いたします。第9回の正誤表をお渡ししています。確認をお願いします。なにかご意見ございますでしょうか。

委員 無し

事務局 基本理念に「自分たちの手によるまちづくりを目指して」と事務局でタイトルを入れております。他に意見がございましたら、事務局まで連絡いただきたい。それでは、前回議論いただいた中で、出てきました訂正箇所を確認していきます。

1ページ(1)①「住民のニーズの把握」を「住民ニーズと地域の特性の把握」としております。本文中に「地域の特性、」を入れております。

菅委員 課題の「住民ニーズと地域の特性の把握」ですが、「の」が重ならない方がいいのではないか。

事務局 タイトル中の「の」は外し、「住民ニーズと地域特性の把握」とします。本文中の表現は「地域の特性」とします。

太田会長 「基本方針、基本施策、施策を達成するための具体的方針」としてありますが、「基本施策」は方針の具体的内容ですから、「方針の内容」というのはどうでしょうか。「施策を達成するための具体的方針」が「施策」とするのが適当ではないかと思うのですが。どうでしょうか。

事務局 この文言については、他の計画等を参考にし、次回提示します。

委員 《同意》

事務局 前回ご指摘を受けて修正した箇所を主に確認していきます。

2ページ(1)①本文中「NOO」を「NPO」に修正。3ページ(3)②「職員意識の定着」を「職員の意識改革」としております。(4)①本文中の「地域

の資源である」、「高校」を挿入し、「生徒・児童」を「児童・生徒」と修正しております。5ページ(2)②「各団体」を「当該団体」としております。6ページ(1)①「また、まちづくり交付金を活用した地域の事業が適正かつ有効に展開できるよう、全庁的な支援体制を構築していきます。」を削除しています。内容が、まちづくり交付金についてですので、支援体制については、削除しました。(1)②「補助金」を「活動費」に、「従来どおりの交付になっていないか」を有効に活用されているか、また、と修正しております。「見直していきます」は「見直しがおこなわれるよう支援します」としております。(1)③「配分や活用ルール」を「配分や運用ルール」に修正しております。「まちづくり交付金規則や、各協議会の運用ルール」を「まちづくり交付金規則の見直しを行い、各協議会の運用ルール」としております。8ページ(1)①「バリアフリー、ユニバーサルデザイン」の文言の説明書きをいれています。事務局の修正は以上です。

太田会長 2ページの課題で「地域分権（権限・財源の移譲）に対応した組織づくり（協議会と行政）」となっていますが、（協議会と行政）の後に（協議会とそれを支える自治組織）を追加してほしい。なぜかというは協議会を支える自治組織が以前と変わらない。コミュニティ、自治組織をより良くするためには、どのようにして住民の意識を変えて、これまでの組織を改善していくのかという文言を入れておく必要があるのではないかと思うのですが。

塩川委員 自治組織とは自治会や自治会を含む自主的な組織のことですか。自治会などの自治組織は協議会に入っている場合もあるので、自治組織ではなく、何か適当な表現がないかと思う。

柳瀬委員 太田会長の問題提起には同感です。日の里地区では、自治会とコミュニティの遊離がある。自治会が基盤となりコミュニティが形成されていて、自治会がコミュニティを担っていくという考えが表現できないかと思う。

中村委員 太田会長は協議会と自治会の人材について言われたのですか。

太田会長 コミュニティ協議会という組織ができたが、自治会などのこれまであった組織から意識を変えていかなければならないということです。人材の選び方、例えば順番に役員を決めていくとかではなく、自治会やコミュニティを良くしていこうとする人材を、どうやって選ぶかということ、住民が考え、組織を改革しなければならないという意識が、生まれないかということです。

事務局 ここでは、塩川委員がおっしゃるように、自治組織の定義がはっきりさせる必要があるかと思えます。

塩川委員 内容は太田会長の言われるとおりでと思いますが、自治組織の定義が抽象的だと思います。

太田会長 協議会を支える組織のことです。

塩川委員 自治会とするか、自治組織とするなら補足説明が必要かと思います。

事務局 太田会長の言われた内容に沿ったもので、事務局で文章を追加し、次回提案いたします。

水島委員 2ページには「コミュニティ活動の基盤の一つである自治会」とありますが、11ページでは「協議会の中心組織である自治会」となっていますが、統一して「協議会の中心組織である自治会」としたらどうかと考えます。

事務局 自治会が協議会の中心組織であることは間違いありませんから、事務局で検討し、次回提案いたします。

前回3ページの「市職員の意識改革」に「地域行事への職員の積極的な参加」を入れるべきではないか、との意見をいただいておりますが、私共は行政の職員として当然であると認識しておりますので、文言として入れておりません。

太田会長 4ページの課題で、「まちづくり計画の事業計画への反映」とありますが、コミュニティの事業計画への反映と分かるようにしておく必要があるのではないかと思います。

事務局 事務局で検討し、次回提案いたします。

水島委員 4ページの現状と課題のタイトルが漏れています。それと、最初の3行が権限財源の移譲について書かれているので、その部分は、権限・財源の移譲の項目で述べられるのがいいのではないかと思います。

事務局 この項目立てをする際に、自主運営の中に権限・財源の移譲を含むべきであるかとの考えもありました。しかし、権限・財源の移譲はこのコミュニティ施策の中で重要な部分ですので、別に項目立てをしました。しかしながら、自主運営の促進の中には活動の部分、財源的な部分、この両方が必要であると考えています。ですからここで、財源的な自立に向けた現状についても書く必要があると考えますが、いかがでしょうか。

委員 《同意》

《休憩》

太田会長 12ページ(2)①の本文中「地域住民がお互い助け合える人と人とのつながりができる地域の活動や」とありますが、長いのではないかと思います。「互いに助け合いつながりあえる」といった表現はどうでしょうか。

事務局 検討します。

太田会長 続いて(2)②の本文中「地域住民の結びつきを強化します。」とあるが、強化するのは市ではなくコミュニティが自分達で強化するものだと思う。「地域住民の強い結びつきを支援します。」という表現はいかがでしょうか。

事務局 併せて検討します。

水島委員 3ページ(4)①の部分で、住民の教育活動への参加について北崎委員が発言されたように記憶しているのですが、その部分が入っていないようですが。

事務局 前回、北崎委員から、技能をお持ちの地域の方々に、学校教育の中で活躍していただいているという紹介がございましたが、この部分ではコミュニティからの視点での記述となりますので、地域の人材を学校教育に生かそうという内容になりますと、学校からの視点での記述になるかと思えます。
そのため、ここでは地域の資源としての教育機関を取り込んでいきたいと思いますという表現にしております。いかがでしょうか。

委 員 《同意》

事務局 他にありませんか。

委 員 無し

太田会長 基本方針の表現が分かりにくいところがあるのではないかと思います。「啓発の促進」より「啓発活動の促進」の方が分かりやすいのではないかと。また、「範域」という言葉が、わかりにくい方がおられるのではないかと。

菅 委員 範域という言葉は使われている。各地区の規約でも使われている。

立石委員 基本施策で「広報活動の充実」とあるから「啓発の促進」でわかると思う。

事務局 検討いたします

太田会長 今回が最後ではないので、次回までに何か気づいた点があれば事務局まで申し出てください。

事務局 では、次第の4.パブリックコメントについて説明します。スケジュール案の中で12月にパブリックコメントと提示しておりました。市民参画条例の8条に市民参画の手続きを1つ以上実施しなければならないとあります。この審議会が附属機関の設置となりますので、1つは実施しておりますが、一般的に多く取り入れられているパブリックコメントを行ないたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委 員 《同意》

事務局 それでは実施したいと思います。

事務局 次第5.コミュニティ施策の推進に関する条例について説明いたします。市民参画条例策定の際に、当局は、基本構想・基本計画策定段階、また推進していく中で条例の制定の必要が生じた場合は、コミュニティ単独での条例化を検討しますという答弁を議会に対して行なっております。この審議会で、市民参画条例の三本柱の一本であるコミュニティの部分単独の条例として別立てする必要があるか検討いただきたい。

立石委員 細則なり、施行令などのかたちとしてはどうかという考えもあるのではないですか。

事務局 はい。そのような考えもあります。

事務局 市民参画条例4章で、コミュニティ活動の推進については規定されておりました、現在基本構想・基本計画を策定しておりますことから、事務局では、市の施策の柱の1つであるコミュニティ活動が十分推進できるのではないかと考えております。ここで委員の皆様で検討していただきたいのは、議会の中で指摘いただいているように、コミュニティを推進していく上で、市民参画条例で定めている以上に、目的等を述べた条例が必要であるかということです。

立石委員 具体的に分かりやすくできるような条例なり、細則なりという考えも必要ではないかと考えます。

事務局 市民参画条例以外にも、この基本構想・基本施策、まちづくり交付金規則、各協議会規約等がございます。あえてそれ以上につくる必要があるかどうか、委員の皆様と考えていただきたい。今回すぐに結論は難しいと思いますので、次

回までにお考えいただきたいと思います。

事務局 今後のスケジュールについて申し上げます。次回答申案を提示いたします。それを確認いただき、修正があれば10月に最終確認の場を設ける必要があるか
と思います。

委 員 《了承》

事務局 次回は9月27日9時30分から開催します。